

条 例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第五号

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

埼玉県指定特定非営利活動法人を指定する条例（平成二十五年埼玉県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

11	特定非営利活動法人コスモス・アース	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目二百七十二番地
12	特定非営利活動法人きらりびとみやしろ	埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目八番二十五号

附 則

この条例は、公布の日から施行する。